

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 3 回滋賀地方最低賃金審議会
議事録

開催日時	令和 5 年 8 月 7 日 (月) 15 時 33 分 ~ 15 時 55 分		
開催場所	滋賀労働局 共用会議室		
出席状況	公益代表委員	5 人 (定数 5 人)	
	労働者代表委員	5 人 (定数 5 人)	
	使用者代表委員	5 人 (定数 5 人)	
	事務局	5 人	
出席者	公益代表委員	石井利江子	片山 聡 木下康代
		佐野洋史	平井建志
	労働者代表委員	相澤三千代	池内正博 榎並典朗
		大江彰宏	大西省三
	使用者代表委員	川口剛史	楠亀博美 中村宏幸
		西田保夫	水野 透
	事務局	小島労働局長、中井労働基準部長、 口賃金室長、辰巳賃金指導官、 浜口労働基準監督官	
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県最低賃金専門部会報告について ・ 令和 5 年度滋賀県最低賃金の改正決定について (答申) ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問) 		
議事録	別紙のとおり		

○事務局（室長）

ただ今から、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

現在の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計15名全員のご出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、4名の傍聴申込みがあり、本日、4名の方が傍聴されていますことを報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開いたしますことを、お知らせします。

報道関係者の皆様、撮影はここまでとなります。ここからは撮影及び録音はお控えください。次は、「答申文の手交」の場面となりますので、その時は、私からアナウンスをいたしますので、一旦、席にお戻りいただいて、答申にかかるプレス発表資料は、審議会終了後にこの会場でお渡ししますので、そのままお残りください。

それでは、これからの進行は、会長をお願いいたします。

○会長

はい。みなさん、こんにちは。よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議題の(1)「滋賀県最低賃金専門部会報告について」です。

専門部会について、部会長として報告いたします。

専門部会は、第1回を8月2日に、第2回を8月3日に、第3回を8月4日

に開催し、労・使委員と公益委員とで個別協議を重ねましたが、最終的に全会一致とはなりませんでした。

その結果、現行の滋賀県最低賃金の927円に40円引上げて、967円に改正することとして、採決により「賛成多数」で、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」がまとまり結審しました。

以上です。

それでは、事務局から、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」の朗読をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、専門部会報告書を朗読いたします。

お手元の資料、資料 1 をご覧ください。

なお、朗読に際しまして、別紙1につきましては金額及び効力発生の日のみとさせていただき、別紙2にならびに専門部会委員のお名前につきましては、読み上げを省略させていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月5日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額896円）は令和3年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを要望する。

中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。

業務改善助成金等について、対象となる事業所の拡大とともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を要望する。

中小企業等の慢性的な人材不足の中、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることのないよう、法整備等の国の対応策を早急に講じるよう要望する。

別紙 1

4 前号の労働者に係る最低賃金額最低賃金額 1時間 967円

効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○会長

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

○全委員

〔質問・意見等上がらず〕

○会長

それでは、ただ今の専門部会の報告を受けまして、議題(2)「滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)」、本審議会として採決を行いたいと思います。

事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

○事務局(室長)

現在、会長を除き、14名の委員が出席しております。採決の定足数は満たしていることを報告いたします。

○会長

はい。

滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおりの意見とし、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか、ご意見を伺います。

賛成の方は挙手をお願いします。

○各委員

〔採 決〕

○会長

はい。

賛成 12 名。

では、次に反対の方、挙手をお願いいたします。

○各委員

〔採 決〕

○会長

はい。

反対 2 名です。

ありがとうございます。

賛成 12 名、反対 2 名ですので、滋賀県最低賃金を 967 円に改正することを本審議会の決定として、答申することといたします。

では、答申文(案)の配布・朗読をお願いします。

〔答申文案の配布〕

○会長

では、朗読をお願いします。

○事務局（指導官）

はい。それでは、朗読の方をさせていただきます。

朗読に際しましては、専門部会報告と同様に別紙 1 につきましては、金額及び効力発生の日、別紙 2 につきましては読み上げを省略させていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 5 年 7 月 5 日付け滋労発基 0705 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額896円）は、令和3年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、以下のことを要望する。

中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。

業務改善助成金等について、対象となる事業所の拡大とともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を要望する。

中小企業等の慢性的な人材不足の中、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることのないよう、法整備等の国の対応策を早急に講じるよう要望する。

別紙1

4 前号の労働者に係る最低賃金額最低賃金額 1時間967円

効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○会長

はい。ただ今、朗読いただいた答申文(案)について、ご質問等ございますか。

○全委員

〔質問等上がりず〕

○会長

はい。それでは、この答申文(案)で答申してよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なし〕

○会長

はい。ではこれにより答申したいと思います。

○事務局（室長）

これから、「答申文」の手交における撮影の案内をいたします。

報道関係者の皆様は、前の位置までお進みください。

○事務局（室長）

会長から局長に「答申文」を手交いたします。

会長と局長は、お手数ですが、前にお進みください。

それでは、「答申文」の手交をお願いいたします。

答申

会長 局長（答申文の手交）

○事務局（室長）

撮影はここまでといたします。報道関係者の皆様は、元の位置にお戻りください。

○会長

ただ今、答申いたしました滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（室長）

今後、速やかに異議申出の公示を行います。

異議申出を8月22日まで行い、翌日の23日、午前10時からこの会場で第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、意義の申出について審議をいただきます。

順調にいけば、以上の手続きを踏まえて、発効日は、10月1日、日曜日が予定日となります。

なお、8月23日は、「特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について」答申がございますので、異議の申出がなくても8月23日に審議会は

開催いたしますので、委員の皆様は、ご出席よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ただいま説明ありましたとおり委員の皆様は、8月23日の日程の確保をお願いいたします。

では、議題(3)の「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(指導官)

はい。それでは説明いたします。

お手元の資料No.2をご覧くださいませでしょうか。

今年度の特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出状況になっております。

本年7月19日に、労働者側より特定(産業別)最低賃金改正の申出書が提出されており、その申出書に基づき作成しております。

申出の内容は、略称で「繊維工業」、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」の6業種の改正の申出となっております。

なお、「公正競争ケース」として申し出があったものが、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」並びに「各種商品小売業」となっております。「労働協約ケース」としましては、「繊維工業」並びに「精密機械器具・電気機械器具製造業」の業種となっております。

これらの申出書及び添付されました書類を審査しましたところ、いずれの申出書につきましても、必要事項の記載、必要書類の添付に加え、定量的要件を具備しているものと認められましたので、本日、局長から賃金審議会会長に改正決定等の必要性の有無についての諮問を行うこととさせていただいております。

以上でございます。

○会長

ただいまの事務局からの説明につきまして質問等ございますでしょうか。

○全委員

〔質問等上がらず〕

○会長

それでは、諮問文の手交をお願いします。

○事務局（室長）

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願いますか。

諮問

局長 会長（諮問文の手交）

○事務局（室長）

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

○会長

はい。それでは、諮問文の朗読をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは諮問文を朗読させていただきます。

諮問文の（写）につきましては、お手元の資料 No. 3 になります。

なお、朗読に際しましては、諮問の要旨とさせていただきます。

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維素製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外 5 件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 19 日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製

品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金(平成 20 年滋賀労働局最低賃金
公示第 2 号)

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、
炭素繊維製造業最低賃金(平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 3 号)

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 4 号)

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ・電子
部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃
金(平成 24 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号)

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成 28 年滋賀労働局最低賃金
公示第 2 号)

滋賀県各種商品小売業最低賃金(平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 8
号)

以上でございます。

○会長

はい。ただ今、6 業種の改正の必要性の諮問文をいただきました。

諮問のありました 6 業種について、改正決定等の必要性の有無につきまして
は、特別検討小委員会で協議の上、次回の第 4 回審議会にて答申することとし
たいと思います。

それでは、最後の議題(4)「その他」ですが、みなさまから何かございませ
うでしょうか。

○全委員

〔意見なし〕

○会長

はい。特にないようですので、事務局から何かございませうか。

○事務局(室長)

はい。特別検討小委員会の開催について報告します。8月18日金曜日の午前9時30分から、この会場で開催いたしますので、特別検討小委員会の委員の皆様におかれましては、18日もご出席よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは、最後に局長からご挨拶いただくということですので、局長お願ひいたします。

○事務局（局長）

本日は、滋賀県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただき、誠にありがとうございました。

本当に暑い日が続く厳しい日程の中で、専門部会の委員の皆さまにおかれましては、連日真摯なご議論、ご審議をいただき、心より感謝申し上げます。

また、7月19日に、滋賀県の6業種につきまして、それぞれの労働団体より改正の申し出をお受けしております特定（産業別）最低賃金につきましては、事務局におきまして、それぞれの申し出内容等について精査しましたところ、所定の要件を満たしておりましたので、本日、これら6業種について、「改正決定等の必要性の有無について」諮問させていただいたところであります。

来月15日からは、特定最低賃金の審議が始まります。

厳しい残暑が続くという予報も出ておりますので、委員の皆様におかれましては、くれぐれも体調管理には十分ご留意いただきまして、今後とも、審議へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。

本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。滋賀県最低賃金の集中審議のために専門部会にご出席いただいた労使の代表委員の皆様

はじめ、公益委員の皆様、誠にお疲れ様でした。

本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。